

鳥取県企業局障がい者活躍推進計画（第2期）

令和7年4月
鳥取県企業局

機関名	鳥取県企業局
任命権者	鳥取県知事 平井伸治
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
鳥取県企業局における障害者雇用に関する課題	鳥取県企業局においては、職員総数が50人未満の小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っておらず、組織的な体制整備は特段行っていない。
目標	
① 採用に関する目標	○計画期間内を通じて障がい者（1名）の採用を目指す。 正職員及び会計年度任用職員（一般事務・事務補助）の採用手続きについては知事部局で行っており、職員の配置にあたり、知事部局と協議のうえ障がい者の配置を検討する。
② 定着に関する目標	○定着率 100% 障がいのある職員が配置された場合は、定着率等のデータを整理・分析し、職員の定着に努める。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として経営企画課長を選任する。 ○障がいのある職員の職場定着に向けて、知事部局が設置した障がい者雇用推進チームや障がい者職業生活相談員と連携し、職員本人や所属職場に対する支援を行う。 ○知事部局が行う障がい者相談窓口の設置や研修会の開催を通じて、障がいのある職員とない職員が共に働きやすい職場環境の整備を図る。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がいのある職員が配置された場合は、障がいの特定や能力等を把握し、可能な限り障がい者本人の希望を踏まえた上で、業務のマッチングを行う。 ○配置後においても、管理職員との年2回の定期面談を通じて職員本人の職務遂行状況や習熟状況等に応じ、継続的に職務の選定・創出の取組を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○管理職員との年2回の定期面談を通じて、職員本人の障がい特性や能力等を把握し、働きやすい職場環境に向けて、適切な合理的配慮を行う。
4. その他	○障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために制定された「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、障がい者就労施設等から優先的に物品及び役務を調達することにより、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。